

普通財産（土地）の一時貸付公募実施要領

（一般競争入札）

貸付物件 名取市植松字宮島 84-1 外 4 筆

☆ 受付期間 平成 29 年 9 月 25 日（月）～ 平成 29 年 10 月 12 日（木）17 時

☆ 入札実施日 平成 29 年 10 月 17 日（火）15 時

☆ 入札会場 仙台市交通局本局庁舎 5 階 入札室

目 次

● 普通財産（土地）の一般競争入札による一時貸付概要	・ ・ ・ ・ ・ p 2
● 物件調書・現地案内図・詳細図・工作物等表示図	・ ・ ・ ・ ・ p 3
● 一般競争入札実施要領	・ ・ ・ ・ ・ p 7
1 入札参加者の資格	・ ・ ・ ・ ・ p 7
2 入札参加申込に必要な書類	・ ・ ・ ・ ・ p 8
3 申込の受付	・ ・ ・ ・ ・ p 9
4 入札参加申込書の不受理	・ ・ ・ ・ ・ p 9
5 現地説明会開催日時等	・ ・ ・ ・ ・ p 9
6 入札参加者による貸付物件の確認	・ ・ ・ ・ ・ p 9
7 質問受付と回答	・ ・ ・ ・ ・ p 9
8 貸付料の決定等	・ ・ ・ ・ ・ p 10
9 貸付の期間	・ ・ ・ ・ ・ p 10
10 貸付条件等	・ ・ ・ ・ ・ p 11
11 本要領の Web サイトへの掲載	・ ・ ・ ・ ・ p 12
12 一般競争入札の心得	・ ・ ・ ・ ・ p 12
13 入札実施日に必要なもの	・ ・ ・ ・ ・ p 13
14 入札の日時等	・ ・ ・ ・ ・ p 13
15 入札の中止	・ ・ ・ ・ ・ p 13
16 開札	・ ・ ・ ・ ・ p 14
17 落札者の決定	・ ・ ・ ・ ・ p 14
18 入札の無効	・ ・ ・ ・ ・ p 14
19 契約の締結，契約保証金の納入等について	・ ・ ・ ・ ・ p 14
20 決定の取消	・ ・ ・ ・ ・ p 15
21 特約事項等	・ ・ ・ ・ ・ p 15
● 書類の様式	
● 提出書類等の確認リスト	
● 契約書（見本）	

仙台市交通局

（総務部財務課会計係）

普通財産（土地）の一般競争入札による一時貸付概要

入札参加申込	<p>受付期間 平成 29 年 9 月 25 日（月）から平成 29 年 10 月 12 日（木）まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込の際は次の書類をご提出ください。 ①一般競争入札参加申込書 ②誓約書 ③土地利用計画書 ④印鑑証明書 ⑤身分を証する書類 ⑥市税の滞納がないことの証明書 ⑦消費税及び地方消費税について未納税額がない証明（写し可） ⑧その他書類 <ul style="list-style-type: none"> ・申込は交通局財務課（交通局本局庁舎 5 階）にて直接行ってください。
現地説明会	<p>平成 29 年 9 月 22 日（金） 14 時 00 分までに現地にお越しください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地説明会の申込は不要です。 ・現地説明会への参加を入札申し込みの条件にはしていません。
質問受付・回答	<p>受付：平成 29 年 10 月 3 日（火）17 時 00 分まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問書を交通局財務課（交通局本局庁舎 5 階）に直接ご提出いただくか、電子メールまたは FAX にてご提出ください。 <p>回答：平成 29 年 10 月 5 日（木）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通局財務課（交通局本局庁舎 5 階）への掲示 ・仙台市交通局 Web サイト上に掲載
入札日時	<p>平成 29 年 10 月 17 日（火） 入札開始時間 15 時 00 分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札時刻に遅れた場合は入札に参加することはできません。
企業用財産一時賃貸借申請書の提出	<p>落札後，速やかにご提出ください。</p>
契約保証金の納入	<p>契約締結前の交通局が指定する日まで納入してください。</p>
契約締結	<p>交通局が契約保証金の納入を確認後，平成 29 年 10 月 31 日（火）までに契約を締結します。</p>
土地の使用期間	<p>平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで</p>
貸付料の支払い	<p>交通局が指定する日まで貸付料をお支払いください。</p>

物件調書

(1) 貸付物件の概要

所在地番		地目	面積	最低貸付料 (月額)	
名取市植松字宮島 84-1, 102-1, 116-1, 150, 151		宅地	11,603 m ²	1,270,000 円	
接面道路の状況		西側に国道 4 号と北側で道 (法定外公共物) と接面しています。			
法令等に基づく制限	都市計画法等	市街化区域			
		用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		防火指定	指定なし	高度地区	指定なし
その他	特になし				
交通機関		鉄道	JR 東北本線館腰駅 物件の南西方向 約 500m		
供給処理施設	電気	引き込み可			
	上水道	敷地内メーターボックス有	名取市水道事業所		
	下水道	敷地内最終枘有	名取市下水道課		
	ガス	都市ガスなし			
公共施設		名取市役所	物件の北方 約 3km		
参考事項	※使用に際しての諸条件は一般競争入札実施要領 10. 貸付条件等をご覧ください。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・面積は各筆実測面積 (84-1 と 102-1 は合筆前) の和です。小数点以下は表示しません。 ・面積は南側法面部分を含んでいます。 ・従前は住宅展示場として使用していたため、地中に残材が埋設されている場合があります。 ・相隣関係に配慮しながら、用地内の草刈を借受人の負担で行う必要があります。 ※平成 29 年度は交通局が 9 月に実施します。 ・貸付物件の地下埋設物調査, 地盤調査, 及び土壌調査は行っておりません。 ・現状有姿での貸付となります。工作物 (擁壁, フェンス, 給排水施設, 雨水排水施設, 舗装, バリカー, 照明塔, 看板) が存置しています。 ・敷地内に設置している東日本電信電話株式会社の電話柱及び東北電力株式会社の電柱および支線は引き続き, 交通局が貸付を行います。 ・雨水排水について名取市及び関係機関との協議が必要です。 				

※上記内容は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料で、一般的な調査内容を記載しているものです。現時点では変更されている場合がありますので、必ず入札参加者ご自身で現地および諸規制について調査確認を行ってください。

(2) 現地案内図

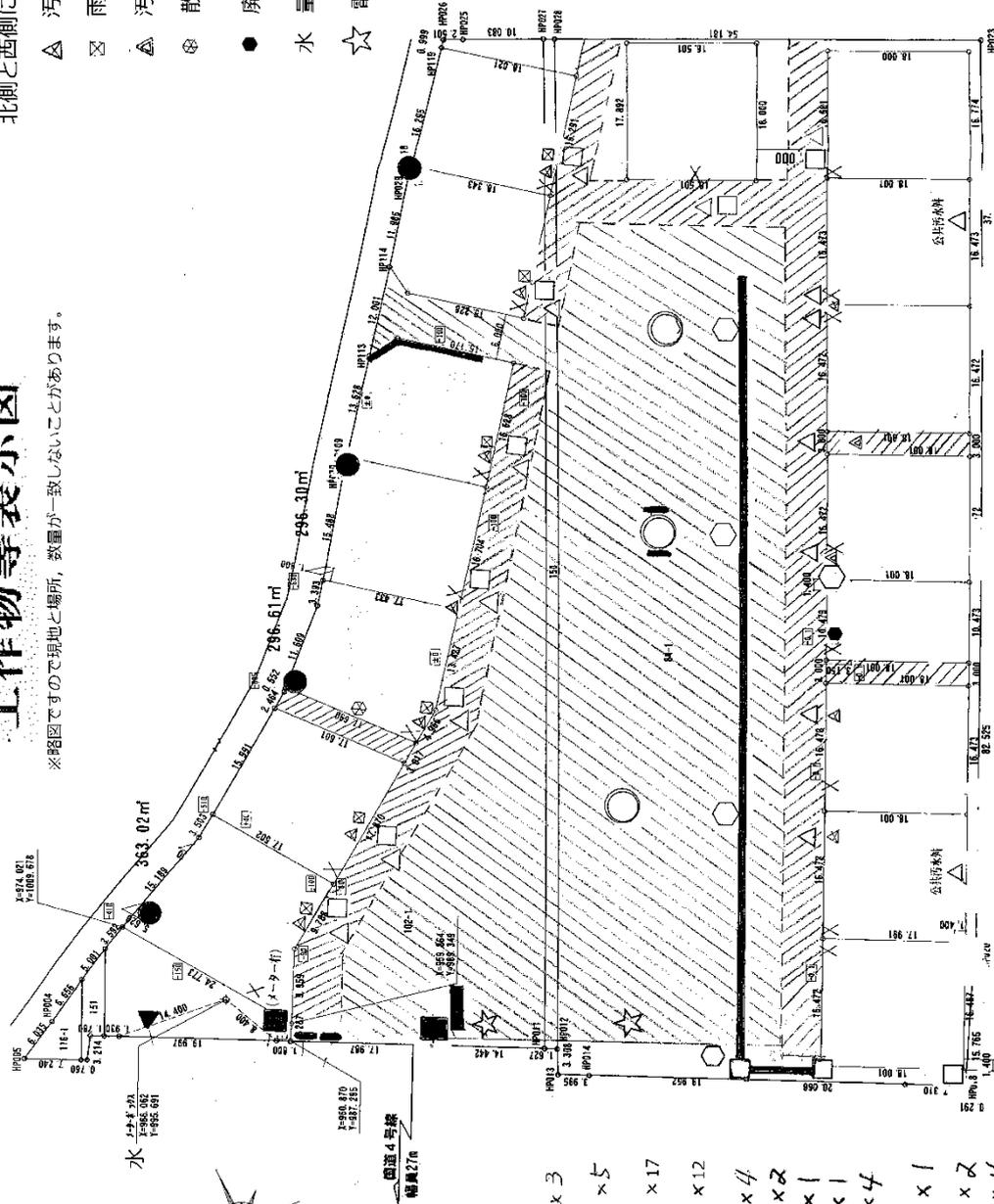


(4) 工物等表示図

工物等表示図

北側と西側にフェンスがあります。

※図面ですので現地と場所、数量が一致しないことがあります。



- | | | |
|--|---------|------|
| | 歩道部分 | |
| | 7/7入り舗装 | |
| | 照明塔 | x 3 |
| | 電気枡 | x 5 |
| | 汚水枡 | x 17 |
| | 雨水枡 | x 12 |
| | バリアー | x 4 |
| | 四面看板 | x 2 |
| | 大看板 | x 1 |
| | 三面看板 | x 1 |
| | 電力柱 | x 4 |
| | 簡易擁壁 | x 1 |
| | U字溝 | x 2 |
| | 給水取出口 | x 16 |

- | | | |
|--|---------|------|
| | 汚水受枡 | x 10 |
| | 雨水受枡 | x 6 |
| | 汚水点検口 | x 2 |
| | 散水柱 | x 1 |
| | 廃止済水量水器 | x 1 |
| | 水量水器 | x 1 |
| | 電話柱 | x 2 |

一般競争入札実施要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、普通財産(土地)について借受人を募集します。

一般競争入札により、借受人を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1. 入札参加者の資格

個人または法人とします(仙台市在住・在勤を問いません)。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの入札に参加することができません。

- (1) 国税または市税を滞納している者。
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者。
- (3) 次のいずれかに該当する者。またはいずれかの事実があった後から3年を経過していない者。
 - ① 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人またはその他の使用人として使用した者。
- (4) 仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日仙台市交通事業管理者決裁)別表各号に掲げる要件に該当する者。なお、入札申込者について、宮城県警察本部へ氏名、生年月日、性別、役職名等の情報を提供し、暴力団関係者との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 仙台市交通局有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年11月10日管理者決裁)第2条第1項の規定による指名停止を受けている者。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て中又は更生手続中の者。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立て中又は再生手続中の者。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体との関係を有している者。
- (9) その他、借受人として適さないと判断される者。

2. 入札参加申込に必要な書類

次の書類を各1部ずつご提出ください。

(1) 一般競争入札参加申込書

(2) 誓約書

(3) 土地利用計画書

※(1)(2)(3)について

・個人の場合

実印(印鑑登録をしている印)を使用してください。

・法人の場合

法人の実印(印鑑登録をしている印)を使用してください。

(4) 印鑑証明書(申込前3ヶ月以内に発行されたもの)

(5) 身分を証する書類(申込前1ヶ月以内に発行されたもの)

・個人の場合

住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご準備ください)

・法人の場合

商業登記簿謄本(全部事項証明書または履歴事項全部証明書)

(6) 市税の滞納がないことの証明書(原本)

仙台市税の課税の有無に関わらず、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通300円の手数料が必要です。)を受けてください。

(7) 消費税及び地方消費税について未納税額がない証明(写し可)

本社所在地所管の税務署が発行する「納税証明書(その3)」「納税証明書(その3の2)」

「納税証明書(その3の3)」のうちいずれか1つ。

※納税義務の有無にかかわらず、また、設立後1年未満の法人も提出が必要です。

※個人の場合も提出が必要です。

※国税の納税証明書請求手続については、国税庁ホームページをご覧ください。所轄の税務署にお問い合わせください。(納税証明書は自宅からオンライン請求できます。)

(8) その他書類

・事業概要が分かるもの(会社案内、定款などを任意様式でご提出ください。)

・経営状態が分かるもの(決算資料などを任意様式でご提出ください。)

※ 一般競争入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を質問書、入札書、委任状(委任者欄)及び契約書にも使用していただきます。

※ 入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札及び契約事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

3. 申込の受付

(1) 受付期間

平成 29 年 9 月 25 日（月）から平成 29 年 10 月 12 日（木）まで
（土曜・日曜・祝日を除く）

(2) 受付時間

9 時 30 分から 17 時 00 分まで

(3) 受付場所

交通局財務課（交通局本局庁舎 5 階）

仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 15 号

郵送，電話，ファックス，インターネットによる受付は行いません。

(4) 入札保証金

免除します。

(5) 入札参加申込書のコピーの交付

交通局が收受印を押印したもののコピーを交付します。

入札参加資格を証する書類として取扱いますので入札日に必ずお持ちください。

(6) 入札書の交付

入札書は入札参加申込受付時に交付します。

4. 入札参加申込書の不受理

入札参加申込みの際に提出された書類に不備がある場合，1. 参加者の資格及び 10. 貸付条件等に抵触または違反する場合は入札参加申込書を不受理とし，提出書類を返却します。

5. 現地説明会開催日時等

平成 29 年 9 月 22 日（金） 14 時 00 分までに現地にお越しください。

現地説明会の申込は不要です。

なお，現地説明会への参加を入札の条件にはしていません。

6. 入札参加者による貸付物件の確認

入札参加者は貸付物件について，交通局が提供する資料のみにならず，参加申込前に自らが必ず現地及び諸規制に関して確認を行ってください。

7. 質問受付と回答

質問がある場合は質問書にご記入の上，ご提出ください。口頭または郵送での質問は受付しません。

(1) 受付窓口

仙台市交通局財務課会計係

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 15 号

仙台市交通局総務部財務課会計係（交通局本局庁舎 5 階）

担当 五十嵐・奥津

- (2) 受付期間 平成 29 年 10 月 3 日 (火) 17 時 00 分まで
- (3) 受付時間 9 時 30 分から 17 時 00 分 (ただし、正午から 13 時 00 分までを除く)
(土曜・日曜・祝日を除く)
- (4) 受付方法 ①交通局財務課 (交通局本局庁舎 5 階) に直接提出。
②電子メール：kot050120@city.sendai.jp
③ファクシミリ：022-266-7513
※②または③の場合は送信前に電話をください。
電話番号：022-712-8313
- (5) 回答方法 平成 29 年 10 月 5 日 (木) までに交通局財務課内 (交通局本局庁舎 5 階) に掲示します (個別の回答は行いません)。また、仙台市交通局 Web サイトにも掲載します。なお、質問者名は非公開とします。
- (6) 質問に対する回答は、本応募要領記載事項の追加または修正とみなします。

8. 貸付料の決定等

(1) 貸付料の決定方法

本局が算定した時価を最低入札価格として一般競争入札を実施し、落札価格を月額貸付料とします。

(2) 最低貸付料

月額 127 万円

(3) 貸付料の納入

仙台市交通事業管理者が発行する納入通知書により納入していただきます。

貸付料の納入は年度毎かつ四半期毎となります。ただし、平成 29 年度の第 3 四半期は 2 ヶ月分、平成 34 年度の第 3 四半期は 1 ヶ月分となります。

年度	貸付料に対応する期間	納入期限
平成 29 年度	第 3 四半期 (11 月 1 日から 12 月 31 日)	平成 29 年 11 月末日
	第 4 四半期 (1 月 1 日から 3 月 31 日)	平成 30 年 1 月末日
平成 30 年度 平成 33 年度	第 1 四半期 (4 月 1 日から 6 月 30 日)	4 月末日
	第 2 四半期 (7 月 1 日から 9 月 30 日)	7 月末日
	第 3 四半期 (10 月 1 日から 12 月 31 日)	10 月末日
	第 4 四半期 (1 月 1 日から 3 月 31 日)	1 月末日
平成 34 年度	第 1 四半期 (4 月 1 日から 6 月 30 日)	4 月末日
	第 2 四半期 (7 月 1 日から 9 月 30 日)	7 月末日
	第 3 四半期 (10 月 1 日から 10 月 31 日)	10 月末日

9. 貸付の期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日までの 5 年間とします。

※貸付期間には、土地使用のための整備及び使用終了後の原状回復に要する期間を含みます。

10. 貸付条件等

- (1) 貸付は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 に基づく普通財産の貸付とします。
- (2) 土地の一部のみの貸付は行いません。
- (3) 面積は各筆実測面積（84-1 と 102-1 は合筆前）の和で、小数点以下は表示しません。
- (4) 面積は南側法面部分を含んでいます。
- (5) 用途は一時使用に限定します。ただし、一時使用を目的とするものであっても、次に掲げるものについては貸付できないものとし、借受人はこの条件を遵守するものとします。
 - ①建物の所有を目的とするもの
※借受人の負担で建物を設置する場合は借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条（一時使用目的の借地権）が適用されるものに限り、建物の登記、占有者の変更は行わないでください。
設置可能な建物の例：マンション等の販売のためのモデルルーム、工事等の現場事務所
 - ②悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損うと予想されるもの。
 - ③政治的用途若しくは宗教的用途に用いるもの。
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に該当する風俗営業の用途に用いるもの。
 - ⑤風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に該当する性風俗特殊営業の用途に用いるもの。
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 122 号）第 2 条第 2 号に指定する暴力団又は法律の規定に基づき、公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されているものを利する用途など、公序良俗に反するもの。
 - ⑦その他、貸付に適さないと判断されるもの。
 - ⑧第三者をして①～⑦の用途に使用させること。
- (6) 既存の工作物のうち、歩道部分を含む舗装（車止めを含みます。）、バリカー、照明塔、看板（大型看板を含みます。）の所有権を本件契約締結と同時に借受人に移転することとしますので、必要な維持管理を借受人の費用負担にて行ってください。貸付期間が満了し、またはその他の理由により本件契約が終了する場合（以下「契約終了時」とする。）には借受人の費用をもって撤去及び処分をしてください。ただし、借受人と交通局が協議により撤去不要と決定し、書面により協定した場合はこの限りではありません。
- (7) 既存の工作物のうちフェンス、簡易擁壁、給排水設備、雨水排水設備に関しては現状のまま貸付しますので、相隣関係に配慮しながら借受人の費用負担にて必要な維持管理を行ってください。これら工作物に変更を加えた場合、契約終了時には借受人の費用負担にて原状回復を行ってください。ただし、交通局が書面により原状回復を免除した場合はこの限りではありません。
- (8) 既存の工作物の維持管理に伴い既存の工作物に変更を加える場合、または撤去及び処分を行う場合は予め工事の計画図等を交通局に提出し、交通局の書面による承諾を得てください。

(9) 契約終了時には、借受人の費用をもって、借受人が本物件に付属させた建物、工作物等を撤去し、本物件を原状回復して交通局に返還しなければなりません。ただし、交通局が書面により原状回復を免除した場合はこの限りではありません。

建物、工作物を新設する場合は予め工事の計画図等を交通局に提出し、交通局の書面による承諾を得てください。また、当該建物または工作物に変更を加える場合は予め工事の計画図等を交通局に提出し、交通局の書面による承諾を得てください。

(10) 上記(6)(7)(9)に関する原状回復に際しては、予め工事の計画図等を交通局に提出して書面による承諾を得てください。また、借受人の負担をもって原状回復後の現況図面を作成し、交通局に提出してください。

(11) 借受人が土地に投じた必要費、有益費その他一切の費用について、これを交通局に請求できないものとします。

(12) 敷地内の雨水排水に関して、名取市及び関係機関と十分な協議を行って用地を適切に使用してください。

(13) 従前は住宅展示場として使用していたため、地中に残材が埋設されている場合があります。利用に際して支障となる場合は借受人の費用を持って撤去及び処分をしてください。

(14) 貸付物件の地下埋設物調査、地盤調査、及び土壌調査は行っておりません。

(15) 電気・上下水道・ガス等について、貸付物件を使用するために必要な手続き及び費用は借受人負担となります。詳細については関係行政機関及び関係企業にご確認ください。

(16) 貸付期間中、相隣関係に配慮しながら適宜、借受人の負担をもって除草を行ってください。

(17) 原則として、借地権の譲渡及び土地の転貸を禁止します。

(18) 使用状況を把握するため、交通局は随時貸付物件を調査し、借受人に対して必要な報告を求めることができます。

(19) 敷地内に設置している東日本電信電話株式会社の電話柱は引き続き、交通局が貸付を行います。

(20) 敷地内に設置している東北電力株式会社の電柱および支線は引き続き交通局が貸付を行います。

11. 本要領の Web サイトへの掲載

本要領は仙台市交通局 Web サイトに掲載します。窓口及び郵送での配布は行いません。

12. 一般競争入札の心得

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公告内容、入札条件等入札に必要な事項について熟知しておかなければなりません。

(2) 入札者または代理人は、定刻までに指定する場所に参集し、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入、押印し、自ら入札箱に投入しなければなりません。

(3) 代理人が入札に参加しようとする場合は、委任状が必要です。代理人は代理人(受任者)名で入札してください。

- (4) 入札者は他人の代理人を兼ねることはできません。また、2人以上の代理人となることはできません。
- (5) 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければなりません。
- (6) 入札者は、提出した入札書の書き換えまたは撤回をすることはできません。

代理人について

入札日当日に入札会場にお越しいただけない場合や印鑑を持ち出すことができない場合は、入札を代理人に委任することができます。その場合には入札参加者と代理人が記名押印した委任状の提出が必要となります。委任状は本要領所定の様式を使用してください（任意様式は不可）。

- ・委任状（委任者欄）に使用する印鑑は、入札参加書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。
- ・代理人が入札する場合、委任状に押印されているものと同じ印を使用してください。

13. 入札実施日に必要なもの

- (1) 一般競争入札申込書のコピー（申込の受付時にお渡しします。）
- (2) 身分を確認できるもの（免許証・パスポート、会社発行の写真入身分証明書等。ただし、原本に限る。）※写真付名刺、健康保険証は不可。
- (3) 入札書
入札書に使用する印鑑は、入札参加書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。
- (4) 入札書を入れる封筒
- (5) 委任状（代理人が入札する場合に必要です。）
上記「代理人について」を参照のこと。
- (6) 印鑑
※必要に応じてご準備ください。

14. 入札の日時等

平成 29 年 10 月 17 日（火）入札開始時間 15 時 00 分

※入札時刻に遅れた場合は入札に参加することはできません。

15. 入札の中止

- (1) 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期する場合があります。
- (2) 入札を中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、仙台市は補償の責めを負いません。

16. 開札

- (1) 入札終了後直ちに開札します。
- (2) 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について意義を申し立てることはできません。

17. 落札者の決定

- (1) 交通局が予め定める最低貸付料以上で、最高の価格の入札者をもって落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上いる場合には、くじ引きにより落札者を決定します。

18. 入札の無効

- (1) 入札の参加資格がなくて、入札したとき
- (2) 入札書に記名押印がないとき、入札額を訂正したとき、または記載事項について判読できないとき。
- (3) 同一の入札者が一の入札について2以上の入札をしたとき
- (4) 代理人で委任状を提出しないとき、または他人の代理を兼ね若しくは2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が協定して入札したと認められるとき。
- (6) その他、入札に際し不正の行為があったとき。

19. 契約の締結、契約保証金の納入等について

- (1) 契約条項は土地一時賃貸借契約書（見本）によります。
- (2) 落札後、会場において落札者に契約手続き等の説明を行います。
- (3) 落札者には速やかに「企業用財産一時賃貸借申請書」を提出していただくとともに、交通局が指定する日までに土地賃貸借契約を締結していただきます。土地賃貸借契約を締結しない場合、その落札は失効します。
- (4) 土地一時賃貸借契約書を2部作成します。そのうち交通局保管用の1部についての収入印紙（200円）は借受人の負担となります。
- (5) 契約保証金として3ヶ月分の貸付料に相当する金額（非課税）を仙台市交通事業管理者が発行する納入通知書にて指定する期限までに納入していただきます。
- (6) 交通局が契約保証金の入金を確認した後、平成29年10月31日までに契約を締結します。
- (7) 契約保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。
- (8) 土地の使用開始日は平成29年11月1日とします。（土地使用開始日から貸付料が発生します）。
- (9) 契約締結後、仙台市交通事業管理者が発行する納入通知書にて使用料を納入していただきます。
- (10) 落札者が契約しないとき、契約保証金は返還いたしません。

20. 決定の取消

落札後、落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や、本要領に定める条件による貸付ができなくなった場合、落札者としての決定を取り消し、次点の参加者を繰り上げて落札者とする場合があります。

21. 特約事項等

(1) 借受人が契約締結後に貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても貸付料の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除はできません。

ただし、借受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合は、この限りではありません。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。

(3) 入札手続等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、計量単位は計量法（昭和 26 年法律 207 号）に定めるものとします。

(4) 提出された書類は返却しません。

(5) 要領について疑義が生じた場合は交通局の解釈となります。

(6) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。